

リニア中央新幹線の建設工事実施計画を認可しないことに関する
意見書（案）

平成26年8月26日、ＪＲ東海はリニア中央新幹線に関する環境影響評価書を一部修正した最終的な評価書を公表し、同年8月29日から公告・縦覧を開始した。しかし、同評価書は、環境保全について十全の取組等を求めた環境大臣意見や国土交通大臣意見を反映しているとは到底言えない内容となっている。その上、ＪＲ東海は公告・縦覧を開始する前に、中央新幹線品川・名古屋間の工事実施計画（その１）の認可申請書を国土交通大臣に提出した。

リニア中央新幹線建設計画は、都市部の大深度地下、南アルプスの貫通など、東京・名古屋間の86%が地下トンネルという前例のない大規模な地下工事であることから、深刻な環境破壊を引き起こしかねないと指摘されている。環境大臣意見では「その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を、最大限、回避、低減するとしても、なお相当な環境負荷が生じることは否めない」「本事業の実施に伴う環境影響は枚挙に遑（いとま）がない」とされ、関係7都県の知事からの意見は600項目にも及んでいる。

また、膨大な残土の排出と処理、生態系への影響、水枯れや異常出水、大井川等の水量の減少、新幹線の3倍の電力消費量、電磁波の影響、突然の立ち退き区域指定による財産権の侵害などの疑問、不安に対し、ＪＲ東海は全く応える姿勢を示していない。

さらに、地下トンネルの東京部分は、品川区の立坑から掘り始めるとされているが、工事中のダンプ車両による排ガスや安全問題を始め、供用後の非常口・換気口、変電施設から発生する微気圧波などについても未知数のままである。

ＪＲ東海が平成26年10月の着工をもくろみ、住民との合意形成の努力もしないまま、9兆円もの巨費を投じてリニア中央新幹線建設を強引に進めようとしていることは看過できない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、自然環境、生活環境問題を

置き去りにしたまま、リニア中央新幹線の建設工事实施計画を認可しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

環境大臣

宛て